

6 小康期

● 小康期（国：小康期、県：小康期）

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- ・ 大流行は一旦終息している状況

< 目的 >

市民生活・市民経済の回復及び流行の第二波への体制整備

< 対策の考え方 >

- 1 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について、市民に情報提供する。
- 3 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

（1） 実施体制

対 策
<p>ア 小康期の判断【総括班】</p> <p>市は、国や県が小康期の対策等を決定した判断に基づき、市対策本部において市の対策等を決定する。</p>
<p>イ 対策本部の廃止【総括班】</p> <p>市は、政府対策本部や県対策本部が廃止されたとき、または特措法第32条第5項の規定による新型インフルエンザ等緊急事態解宣言の公示がされたとき※に、速やかに市対策本部を廃止する。</p> <p>※緊急事態解除宣言の公示がされたときとは 「政府対策本が緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」であり、国内外の流行状況、国民生活・国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定する。</p>

(2) サーベイランス・情報収集

対 策
<p>市は、県等の要請に応じて、県の行うサーベイランス・情報収集についての取組みに適宜協力する。【総括班/関係各課】</p>

(3) 情報提供・共有

対 策
<p>ア 情報提供【総括班/医療・救護班/広報・情報収集班/関係各課】</p> <p>○市は、県等と連携して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。</p> <p>○市は、市民から相談窓口等に寄せられる問合せや関係機関等から寄せられる情報の内容等を取りまとめ、必要に応じて県等と連携し、国や県に提供することで、共有化を図る。</p>
<p>イ 情報共有【総括班/医療・救護班/広報・情報収集班/関係各課】</p> <p>市は、県等と連携し、県等関係機関とのインターネットを活用した情報共有を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を把握する。</p>
<p>ウ 相談窓口等の体制の縮小【医療・救護班/市民ボランティア班/調査班】</p> <p>市は、県等からの要請に応じ、相談窓口体制を縮小する。</p>

(4) 予防・まん延防止

対 策
<p>予防接種【医療・救護班】</p> <p>市は流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時予防接種を進める。</p>
<p>参考【県が緊急事態宣言された場合の措置】</p> <p>本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、市町村は、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を進める。</p>

(5) 医療

対 策
<p>県では、医療に関して次のとおり対策を行う。市は県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組み等に適宜協力する。【総括班/医療・救護班】</p>
<p>参考：県の医療</p> <p>ア 医療体制</p> <p>県及び保健所設置市は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。</p> <p>イ 抗インフルエンザウイルス薬等</p> <p>○国が国内外で得られた新型インフルエンザ等についての知見を整理し、適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を作成した場合は、医療機関に対し周知する。</p> <p>○県は、流行の第二波に備え、必要に応じ、不足している医薬品その他の物資及び資材を確保するとともに、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。</p> <p>この場合、特措法第11条の規定により災害対策用に備蓄する物資及び資材は、兼ねることができるものとする。</p>
<p>参考【県が緊急事態宣言された場合の措置】</p> <p>県及び保健所設置市は、必要に応じ、県内発生早期または、県内感染拡大期に講じた措置を適宜縮小・中止する。</p>

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

対 策
<p>ア 市民・事業者への呼び掛け【関係各課】</p> <p>市は、県等と連携し、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動について呼びかけるとともに、事業者に対しても食料品や生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。</p>

参考【県が緊急事態宣言された場合の措置】

ア 業務の再開

① 県は、事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。

② 県は、指定地方公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。

イ 緊急事態措置の縮小・中止

県は、市町村、指定地方公共機関等とともに、国と連携し、県内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、緊急事態措置を縮小・中止する。